

# 民有護岸等の耐震改修に係る法人税の特例措置

## 法人税の支援制度概要

○対象港湾：全国の港湾

○対象施設：港湾隣接地域※<sup>1</sup>内の護岸、岸壁、棧橋

※<sup>1</sup>：港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持、保全するために、港湾管理者が指定する水際の陸域

○適用要件：**平成32年3月31日までに**、耐震性に係る点検結果を港湾管理者に報告※<sup>2</sup>し、報告後3年以内に耐震改修を行った施設であること。

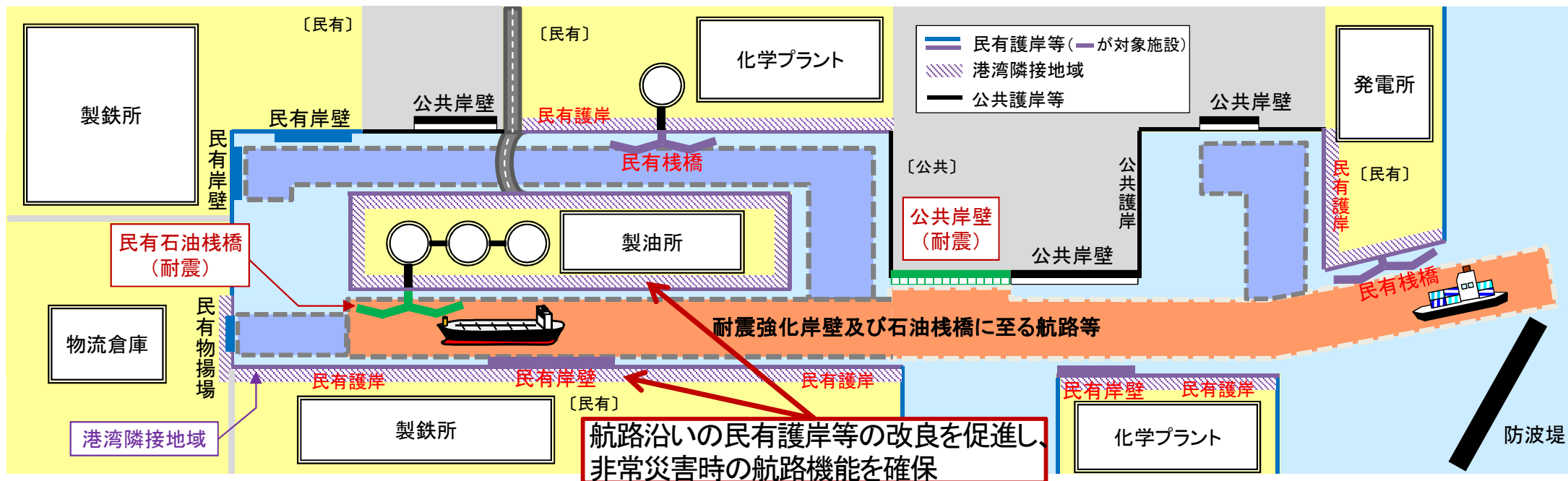
※<sup>2</sup> 報告の内容：①老朽化に係る点検診断結果、②建設当時の耐震設計の確認、③現行基準に係る耐震性の診断

## 【特例措置】

・改良資産の取得時に取得価額の18%の特別償却（拡充対象港湾※<sup>3</sup>にあつては、22%の特別償却）

※<sup>3</sup>：南海トラフ地震、首都直下地震の防災対策推進地域等にあつて、緊急確保航路に接続する港湾

（対象施設のイメージ：////が背面にある護岸・岸壁・棧橋）



# 民有護岸等の耐震改修に係る無利子貸付と固定資産税の特例措置

## 無利子貸付と固定資産税の支援制度概要

- 対象港湾： 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策推進地域等にある重要港湾以上の港湾
- 対象施設： 大規模地震対策施設である岸壁等や石油栈橋に至る航路・泊地沿いの護岸、岸壁、物揚場
- 適用要件： 港湾計画へ位置づけられ、港湾法第55条の8に基づく国の無利子貸付※<sup>1</sup>を受けて、**平成33年3月31日までに耐震改修を行った施設であること。**

※1： 耐震改修の資金(最大6割、国からの貸付金を含む)を港湾管理者から無利子で借入可能

## 【特例措置】

- ・ 固定資産税が取得後5年間 5/6に軽減 (拡充対象港湾※<sup>2</sup>にあつては、取得後5年間 1/2に軽減)

※2： 南海トラフ地震、首都直下地震の防災対策推進地域等にあつて、緊急確保航路に接続する港湾

(対象施設のイメージ：—が前面にある護岸・岸壁・栈橋)

